



福岡医発第 2473 号（地）
令和 2 年 12 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための
特別児童扶養手当等業務における対応について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、特別児童扶養手当等については、障害の現状に関する医師の診断書を提出することが求められるなど、申請に当たって医療機関の受診が必要となっているところです。

先般、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課通知（参考資料（令和 2 年 4 月 24 日付け事務連絡）参照）のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、可能な限り、治療の観点からは急を要さない診断書の取得等のみを目的とした受診を回避するため、特別児童扶養手当等の有期認定に係る診断書の提出期限が令和 2 年 2 月末日から令和 3 年 2 月末日までの間にある受給資格者について、提出期限を 1 年延長する措置が実施されていたところです。

今般、延長後の提出期限が令和 3 年 2 月末日以降である受給資格者については、通常の手続きにより行うこととなり、厚生労働省より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

障害福祉担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ373)
令和2年12月15日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための
特別児童扶養手当等業務における対応について

特別児童扶養手当等については、障害の現状に関する医師の診断書を提出することが求められるなど、申請に当たって医療機関の受診が必要となっているところであります。

先般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、可能な限り、治療の観点からは急を要さない診断書の取得等のみを目的とした受診を回避するため、特別児童扶養手当等の有期認定に係る診断書の提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間にある受給資格者について、提出期限を1年延長する措置が実施されていたところです。

今般、延長後の提出期限が令和3年2月末日以降である受給資格者については、通常の手続きにより行うこととなり、厚生労働省より本会に対して周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管内郡市区医師会及び会員への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

令和2年12月7日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための特別児童扶養手当等業務における
対応について

平素より、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当（以下「特別児童扶養手当等」という。）制度にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特別児童扶養手当等の有期認定の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための特別児童扶養手当等業務における対応について」（令和2年4月24日付け事務連絡）により、有期認定に係る診断書の提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間に到来する受給資格者について、提出期限を1年間延長する措置を実施していたところですが、延長後の提出期限が令和3年2月末日以降である受給資格者については、通常の手続により行うことといたしました。

つきましては、本件について、貴会会員様等に対して周知いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

<担当係>

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課手当係

TEL：03-5253-1111（内線3020）

E-mail：tokuji@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
令和2年12月7日

都道府県
各 民生主管部（局） 御中
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための特別児童扶養手当等業務における
対応について

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当（以下「特別児童扶養手当等」という。）制度の運用につきましては、日頃から格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特別児童扶養手当等の有期認定の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための特別児童扶養手当等業務における対応について」（令和2年4月24日付け事務連絡）により、有期認定に係る診断書の提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間に到来する受給資格者について、提出期限を1年間延長する措置を実施していたところですが、延長後の提出期限が令和3年2月末日以降である受給資格者については、通常の手続により行うこととしますので、下記について留意いただくとともに、管内市町村に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 診断書の提出期限について

有期認定期間終了後も引き続き手当を受けようとする場合には、原則として診断書提出期限の月又はその前月中の診断年月日に係る診断書の提出を求めています。1年間延長する措置をした受給資格者については、医療機関への受診の分散を促すため、提出期限の前々月の診断年月日の診断書をもって受理しても差し支えありません。

2 提出期限までに診断書の提出ができない場合の取扱いについて

受給資格者がやむを得ない理由により、提出期限までに診断書の提出ができない場合において、その理由がやんだ後15日以内に提出された場合には、障害程度の認定の上、手当の支給は、提出期限の翌月から支給しても差し支えありません。

3 有期認定の期間について

(1) 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当については、精神疾患等で障害の原因となった傷病がなおらないものについて、原則として当該認定を行った日からおおむね2年後に再認定を行うこととしていますが、1年間延長する措置をした受給資格者の再認定に当たっては、医学的な障害程度の変動の見込みを考慮し、自治体の判断で、3年を限度として、適宜認定期間を定めても差し支えありません。

(2) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当

障害児福祉手当等についても、これまでの取扱いを基本としつつ、特別児童扶養手当と同様に、適宜認定期間を定めても差し支えありません。

4 その他

受給資格者への計画的な申請手続の呼びかけや、やむを得ない理由がある場合には郵送の活用など、円滑な申請手続のための配慮をお願いします。

<担当係>

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課手当係

TEL：03-5253-1111（内線 3020）

E-mail：tokuji@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 24 日

都道府県
各 民生主管部（局） 御中
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための特別児童扶養手当等業務における
対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和 2 年 4 月 7 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条に基づく緊急事態宣言がなされ、同年 4 月 16 日に対象地域が全都道府県に拡大されたところです。こうした状況を踏まえ、特別児童扶養手当等の有期認定の更新等の取扱い等については、下記のとおり対応していただきますようお願いします。併せて、各都道府県におかれましては、管内市区町村に周知をお願いします。

記

1 有期認定の取扱いについて

障害程度の認定が必要な特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過福祉手当（以下「特別児童扶養手当等」という。）の有期認定の期間は、特別児童扶養手当は都道府県知事及び指定都市市長が、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過福祉手当は都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長（以下「都道府県等」という。）が定めており、当該有期認定の期間の終期の月末（以下「提出期限」という。）までに、障害の現状に関する医師の診断書を提出することとし、この提出がないときは、特別児童扶養手当等の支払が差止めとなる。

他方で、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 4 月 16 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要」であり、「外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが・・・重要である。」とされているところであり、治療の観点からは急を要しない診断書の取得等のみを目的とした受診を回避する必要がある。

このため、有期認定に係る診断書の提出期限が令和 2 年 2 月末日から令和 3 年 2 月末

日までの間に到来する受給資格者について外出自粛や医療機関の状況等により診断書の提出ができない場合には、提出期限をそれぞれ1年間延長することとし、提出期限の延長に伴う具体的な事務の取扱いは、次によることとする。

(1) 有期認定に係る診断書の提出期限の延長の具体的内容

① 対象者

有期認定に係る診断書の提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間にある受給資格者

② 延長後の提出期限

現在の提出期限の1年後

③ 周知方法等

各都道府県等は、提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までにある受給資格者に対し、当該有期認定の終期における再認定に係る診断書についての提出期限前の通知の送付は行わず、それに代えて、有期認定に係る診断書の提出期限が1年間延長されたこと及び延長後の提出期限前に障害の程度が悪化した場合は診断書を添えて手当額改定請求(増額改定請求)を行えることを個別に案内すること。

(2) 令和2年2月末日以降に有期認定期間の終期が到来し、現在審査中又は今後審査を行う受給資格者への対応

① 診断書を提出した受給資格者への対応

診断書の提出期限が令和2年2月末日以降にある受給資格者のうち、既に診断書の提出を受けている者については、当該診断書を基に各都道府県等において審査を行い、審査の結果に応じて、以下の措置を講じる。

ア. 障害程度に変更がない場合は、継続して手当を支給すること。

イ. 特別児童扶養手当の支給対象児童の障害等級が2級から1級へ判定された場合は、延長前の提出期限の属する月の翌月分から当該判定結果を反映し、手当を支給すること。

ウ. 障害程度が政令別表に定める基準に該当しない場合及び特別児童扶養手当の支給対象児童の障害等級が1級から2級へ判定された場合は、資格喪失の通知や減額改定は行わず、障害程度に変更がないものとして、継続して手当を支給すること。

② 診断書が未提出である受給資格者への対応

診断書の提出期限が令和2年2月末日以降にある受給資格者のうち、診断書が当該提出期限までに未提出である受給資格者に対しては、本事務連絡により診断書の提出期限が延長されたこと等について個別に案内すること。

2 認定請求書等の郵送による受付について

認定請求書及び各種届出書については、一般的に、市区町村の窓口において対面による手続が行われていることが多いものと承知しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、対面による手続によらず、郵送による受付を行う等、柔軟

な対応をすること。

なお、郵送による受付を行う場合については、次のことに留意するとともに、円滑な事務手続を行うため、書類の不備や記載内容の不足等がないよう、必要に応じて電話等による相談や確認をするなどの工夫をされたいこと。

- (1) 認定請求書又は手当額改定請求書（増額改定請求）が月末に郵送され、市区町村への到着日が翌月になった場合には、申請日を確認し、その日付をもって受理することとして差し支えないこと。
- (2) 認定請求又は手当額改定請求（増額改定請求）については、まずは請求書を受け付け、その後に診断書を提出させるなど個別の事情を考慮した、柔軟な対応をお願いする。

<担当係>

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課手当係

TEL：03-5253-1111（内線 3020）

FAX：03-3502-0892